

町が所有する宅地を購入しませんか？

～宅地購入希望者を募集します～

町では、緑町町道南1条線沿い町有地を分譲いたします。購入を希望される方は、次の事項をよく読み期日までに申し込みください。

1. 土地の所在 上川郡剣淵町緑町6番32及び6番104（分譲地詳細を確認ください）

2. 宅地の種類 自ら居住する住宅を建設するための住宅用地であること。

3. 分譲区画数 2区画

4. 面積及び価格 別図『区画・面積・価格一覧表』のとおり

5. 分譲の条件

次の各号の条件を満たす人に分譲する。ただし、希望者多数の場合は選考及び抽選を行う。

(1) 自己が居住する住宅を建設するための宅地を必要としていること。

(2) 土地売買契約を締結した日から3年以内に自己の住宅（専用住宅に限る。）を建設し、自ら居住することが確約できること。

(3) 前号の条件を不履行の場合、原則として当該宅地を町に返還しなければならないこと。この場合、返還と同時に町が定める割合の違約金を支払わなければならない。

(4) 契約による土地譲渡代金の支払い、その契約の履行が確実なこと。

6. 分譲申込方法

希望者（町内者・町外者を問わない。）は、次の方法で申し込むこと。

(1) 期 間 令和2年5月7日から令和2年5月22日まで

(2) 場 所 剣淵町役場 総務課財務広報グループ（0165-34-2121 内線214）

(3) 申込制限 1世帯1区画のみに限る。

7. 代金支払方法

(1) 土地売買契約締結後、ただちに土地売買代金の10%の契約保証金を納付すること。

(2) 土地売買代金は、契約締結後60日以内に全額一括払いとする。その際、契約締結後、納付していただいた契約保証金は売買代金の一部に充当しますので、上記納付期日までに納付していただくのは、売買代金から契約保証金の額を除いた金額となる。

8. 分譲決定方法

分譲の決定は、原則として次の方法で行う。

(1) 令和2年度中に住宅を建設する人を優先して決定する。

(2) 建設年次や区画が競合するときは、抽選により決定する。（日時については、別途通知する。）

9. 買戻し特約の設定

分譲した宅地の利用が目的に反した場合、これを買戻すために所有権移転の日から5年間の特約を設定する。買戻し特約の登記をする場合は、所有権移転登記と同時に付記する。

10. 所有権移転

所有権移転は、土地代金完済後とし、登記手続きは町が行い、これに要する経費は、譲受人の負担とする。

1 1 . 土地の引き渡し時期

土地代金完済の時を引き渡し時期とする。

1 2 . 建築物等の制限

(1) 土地売買代金を完済しないうちは、その宅地内に建物、作工物及び庭木等を施設してはならない。

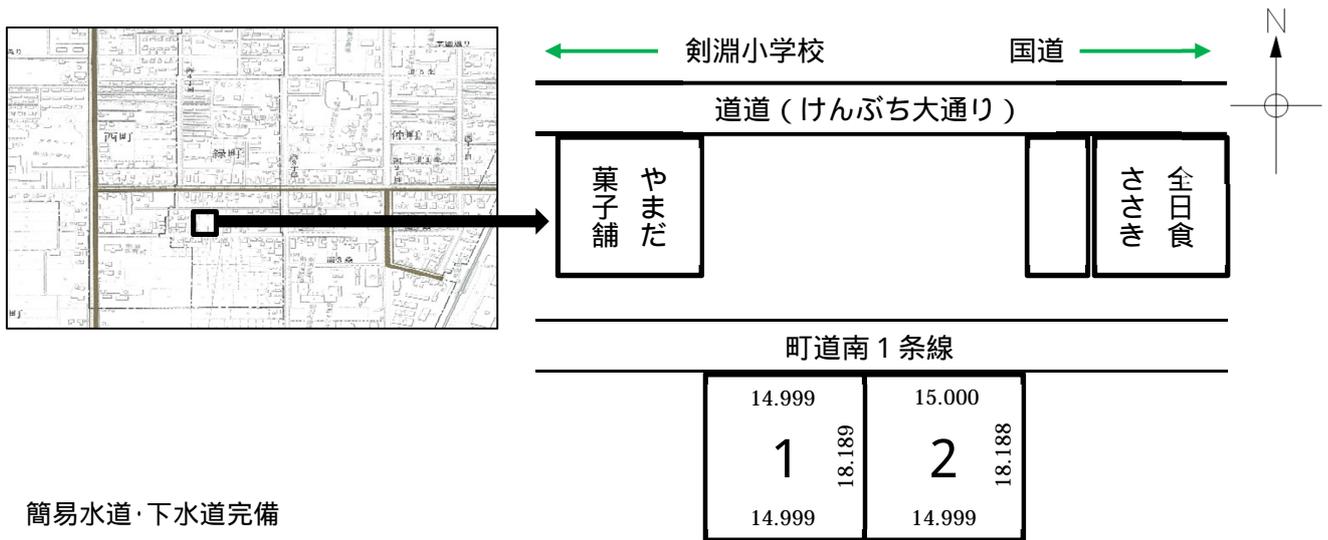
(2) 居住のための住宅以外に使用する建物は建築を禁止する。ただし、車庫又は住宅に必要な収納庫は除く。

1 3 . その他の留意事項

(1) 分譲地の譲受人は、当該宅地に居住するまでの間は、常に除草、清掃、環境美化に努めなければならない。

(2) 分譲地に係る公課等の負担は、所有権移転後は譲受人が負うものとする。

《緑町町道南 1 条線沿い町有地》分譲地詳細



簡易水道・下水道完備

剣淵小学校まで徒歩10分、剣淵中学校まで徒歩20分

インターネット光完備

申込み受付期間：令和2年5月7日から5月22日まで

区画・面積・価格一覧表

所在	区画番号	地番	地目	面積		価格	備考
				(㎡)	(坪)		
緑町	1	6番32	宅地	272.81	82.67	1,364,000	1㎡当たり 5,000円
	2	6番104	宅地	272.83	82.67	1,364,000	1坪当たり 16,500円

1坪 = 3.3㎡で計算した目安です。

お問い合わせ 剣淵町役場 総務課財務広報グループ 0165-34-2121(内線214)